# 第6章 救助・救急計画

## 1. 計画の概要

災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、鶴岡市消防本部、鶴岡警察署、県、県警察 及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

## 2. 救助・救急計画フロー



# 3. 要救助者の通報・捜索

## (1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生き埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに鶴岡市消防本部、鶴岡警察署等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する際、できる限り状況を把握し、救出すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに鶴岡市消防本部及び鶴岡警察署に連絡する。

#### (2) 要救助者の捜索

鶴岡市消防本部、鶴岡警察署等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生き埋め者を捜索する。

### 4. 救助体制の確立

### (1) 救助隊の編成等

鶴岡市消防本部は、町地域防災計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに鶴岡地区医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合には、県を 通して自衛隊による医療救護所の開設を要請する。

#### (2) 医療機関の状況確認

鶴岡市消防本部は、最寄の救急病院等と連絡をとり重傷者等の受け入れの可否を直接確認する。 庄内保健所は、地元医療機関の被災状況や受け入れ可否等の状況を確認し、鶴岡市消防本部に連絡 する。

## (3) 応援要請

町は、災害の規模が大きく自らの組織力のみでは対処できないと判断した場合は、関係法令及び各種協定に基づき、速やかに関係機関に応援を要請する。

### ① 酒田地区広域行政組合等への応援要請

町長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、酒田地区広域行政組合又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模災害発生時には自主的に出動 を準備し、必要と判断した場合は、応援要請を待つことなく出動する。

## ② 警察への応援要請

山形県公安委員会は、必要な場合、警察庁又は他の都道府県警察に応援派遣を要請する。

③ 自衛隊への派遣要請

大規模かつ迅速な救助・救急活動の展開を要すると判断した場合、知事は自衛隊法第 83 条第1項 に基づき、陸上自衛隊第6師団長に部隊の派遣を要請する。

④ 他県への応援要請

県内防災関係機関のみでは十分に救助・救急活動を実施できず、町に対する応援が必要と認めた場合は、消防組織法第44条に基づき、知事は消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

⑤ 民間組織への協力要請

町長は、必要と判断した場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生き埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

町は、県と連携して、被害状況及び救助・救急活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を 積極的に行い、迅速な救助・救急活動の実施体制を確立する。

## 5. 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

鶴岡警察署は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救助・救急活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

鶴岡市消防本部及び鶴岡警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防本部及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

- (3) 救助活動の実施
  - ① 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で鶴岡市消防本部等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。
  - ② 自主防災組織は、通行人等とも協力して速やかに救助活動を実施する。また、災害の現場で鶴岡市消防本部等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。
  - ③ 消防団員は、機材置場(消防ポンプ車庫)等への参集途上に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織と協力し、救助活動を実施する。
  - ④ 鶴岡市消防本部、鶴岡警察署及び自衛隊の部隊は、自主防災組織や消防団等の協力も得ながら、 連携して迅速な救助活動を展開する。
  - ⑤ 町は、消防防災航空隊の派遣を県に要請する。この際、消防防災航空隊は、鶴岡市消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。
- (4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 6. 負傷者等の搬送

## (1) 搬送先

鶴岡市消防本部は、救助活動の初期における、町の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療統括コーディネーターの調整下において、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ:限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を決めること。

### (2) 搬送における留意点

鶴岡市消防本部は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて鶴岡警察署に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難な場合は、県に対して、別に定める大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対応活動計画に基づく「ヘリコプター等運用調整班」による搬送調整を要請する。